

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存				
共	00	00	10	31
				5年

宮本規第2293号
令和5年8月29日
宮城県警察本部長

大規模災害に伴う交通規制実施要領の改正について（通達）

緊急通行車両の事前届出・確認手続等については、「大規模災害に伴う交通規制実施要領の改正について（通達）」（令和4年1月12日付け宮本規第56号）に基づき運用してきたが、この度、災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第180号）の施行により、事務手続について運用変更が生じることから、下記のとおり改正を行ったので、事務手続等に誤りのないよう対応されたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 緊急通行車両の確認等に係る事務要領について、交通部長が別に定めることとした。
- (2) 所要の文言を整理した。

2 施行期日

令和5年9月1日

大規模災害に伴う交通規制実施要領

第1 趣旨

この要領は、今後の大規模災害発生時の交通対策に万全を期するため、阪神・淡路大震災及び東日本大震災における対応を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項の災害応急対策を実施するための車両（以下「緊急通行車両」という。）であることの確認、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項の緊急輸送を行う車両（以下「緊急輸送車両」という。）であることの確認、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）第8条第2項において適用する緊急通行車両であることの確認及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第39条において準用する緊急通行車両であることの確認について必要な事項を定めるものとする。

第2 大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ

1 総論

(1) 基本的考え方

- ア 発災直後は、人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先する。
- イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量、復旧状況、交通量等に応じて順次縮小する。
- ウ 通行を認める車両の範囲は、交通の状況、被災地のニーズ等を踏まえ優先度を考慮しつつ順次拡大する。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

災対法第76条第1項の規定により、緊急交通路の通行を認めることとなる車両については、次のとおりとする。

ア 緊急通行車両

緊急自動車その他災害応急対策に使用される車両。ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレートのことをいう。以下同じ。）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）第6条第1項の標章（以下「確認標章」という。）の掲示を不要とするため、規制除外車両として整理することとする。

イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち災害後に優先すべきものに使用さ

れる車両であつて、宮城県公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの（前記アの車両を除く。）。

なお、規制除外車両は、次に掲げる２種類に分類される。

(ア) 自衛隊車両等、大型貨物自動車、事業用自動車等自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両

(イ) 前記(ア)の車両以外の車両

2 交通規制の具体的な流れ

(1) 基本方針

大規模災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うため、被害状況の把握及び必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

また、大規模災害発生時の交通規制は、(2)から(4)までのとおり実施する。

(2) 初動対応

ア 交通情報の収集

交通情報の収集に当たっては、災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報についても迅速かつ正確な情報収集に努めること。

特に、緊急交通路に予定されている道路の状況について、橋梁部を中心^{りょう}に、通行に支障がないか優先的に確認すること。

また、道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者や車両の安全を確保しつつ、道路管理者との緊密な連携の下、迅速に道路状況を確認するなど道路情報の収集を行うこと。

イ 緊急交通路の指定等に係る連絡・調整

交通情報の収集と併せて、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定や検問体制に係る関係都道府県警察及び道路管理者との連絡及び調整を開始する。

(3) 第一局面

ア 交通規制の内容

(ア) 災対法第76条第1項の規定により、原則として、緊急通行車両又は規制除外車両のうち自衛隊車両等であつて特別の自動車番号標を有しているもの及び規制除外車両のうち人命救助、輸送施設等の応急復旧に必要なもの（第4に規定する事前届出の対象とするもの）以外の車両について、緊急交通路の通行を禁止する。

(イ) 発災直後においては、正確な被害状況の把握は困難であることから、緊急交通路として交通規制を実施する区間については、まずは広範囲を指定した上で、道路の交通容量、復旧の状況、交通量等に応じて適宜縮小する

方が混乱が少ないことに留意すること。

イ 交通規制の意思決定

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、大規模災害が発生した場合における緊急交通路に指定する道路、交通規制の対象等についてあらかじめ決裁を受けておくこと。

ウ 広報

交通規制課長は、事前に次の事項について、警察庁との連絡及び調整を行うとともに、道路の損壊状況、緊急交通路の指定の必要性、う回路の情報等を積極的に提供し、交通規制に対する国民の理解を得るよう努めること。

(ア) 広報案文

(イ) 発表時間

(ウ) 交通規制開始日時

(エ) 緊急交通路の範囲

(オ) 確認標章の掲示のない一般車両の通行は禁止である旨

エ 標示の計画的整備・配備

交通規制課長は、災対法施行規則第5条第1項の標示の計画的整備・配備に努めること。

オ 交通検問所の設置

交通規制課長は、緊急交通路の指定に併せて、緊急通行車両及び規制除外車両を選別するための交通検問所を設置すること。

また、設置した交通検問所の位置については、指定行政機関等への周知に努めること。

なお、交通検問所を設置するインターチェンジ等や体制については、あらかじめ想定しておくことにより、緊急交通路が指定された際には、迅速かつ適切に設置できるように努めること。

カ う回路対策

交通規制課長及び警察署長は、う回路の設定及び誘導については、道路管理者と共同して点検を行うなど、危険箇所がないことを確認した上で、必要に応じて交通要点に警察官を配置すること。

なお、信号機の倒壊、停電による滅灯等がある場合は、速やかにその状況を把握し、警察官の配置、信号機電源付加装置による電源の回復、一時停止の交通規制の実施等に対応すること。

(4) 第二局面

第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面のことをいう。以下同じ。）においては、緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度及び重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から、更に規制除外車両（事前届出対象外のものをいう。）を除外する。

また、交通容量に余裕がみられる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等について一律に除外するなど、順次、遅滞なく交通規制の対象を縮小する。

3 広域緊急援助隊交通部隊の運用等

別に定める宮城県警察災害派遣隊運用要綱第4に規定する広域緊急援助隊交通部隊（以下「広域緊急援助隊交通部隊」という。）の主たる任務が緊急交通路の確保であることに鑑み、交通規制担当者と広域緊急援助隊交通部隊の事務担当者との連携を密にして交通部隊の編成等が迅速に行われるようにすること。

4 強制排除措置

災対法第76条の3第1項の規定による措置命令及び同条第2項に規定する当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる権限については、積極的な行使に努めるとともに、警察官が自ら当該措置を採ったときは、その措置の状況について記録し、所属長に報告すること。

第3 細部事項

この要領に定めるもののほか、大規模災害に伴う交通規制実施要領に関し必要な細部事項は、交通部長が別に定める。